

北部上北広域事務組合火葬場使用料改定のご案内

※令和4年度4月1日より【組合構成町村以外の者】の使用料が改定となります。

(単位：円)

区分	単位	使用料		
		組合構成町村の者	組合構成町村以外の者	
			現 行	改正後
大人	一体	7,000	20,000	40,000
小人	一体	4,000	15,000	24,000
死産児	一体	2,000	5,000	7,000
胎盤	1個	1,000	2,000	0
人体の一部	一部	2,000	5,000	7,000
改葬	一体	2,000	5,000	7,000

備考

- 1 「構成町村の者」とは、次の各号の位置に該当する者をいう。
 - (1) 死亡者が、死亡時に野辺地町、横浜町及び六ヶ所村に住所を有している者
 - (2) 斎場使用時に火葬申請人が野辺地町、横浜町及び六ヶ所村に住所を有する者
- 2 「大人」とは、12歳以上の者をいう。
- 3 「死産児」とは、妊娠4ヶ月以上の死胎をいう。

※ 「胎盤」については、今回の改正で「人体の一部」として取扱うこととする。